

7 - (2) 富津市認定地域クラブ活動

富津市教育センター

研究指定事業について <資料 5>

1 研究指定事業実施の目的

部活動地域展開について、令和 7 年 11 月末に文部科学省から「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が出された。その中の「2 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」の趣旨に、部活動の地域展開により創出される「地域クラブ活動」について、民間のクラブチーム等との差別化や質の担保の観点から、国がガイドラインにより示す要件及び認定手続き等に基づき、市町村等において認定を行う（認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称）とある。富津市では、本事業をとおり、富津市に合った形を検証するとともに、課題を明確にし、今後の方針を検討する際に役立つ。

2 対象部活動

富津中学校柔道部 (活動場所 富津中武道場)
天羽中学校剣道部 (活動場所 天羽中武道場)

3 研究指定事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

4 実施方法

- (1) 対象部活動（富津中柔道部、天羽中剣道部）は、部活動として活動を継続する。
- (2) 対象部活動（富津中柔道部、天羽中剣道部）は、「富津市認定地域クラブ」（柔友会、天羽剣志会）として土日の活動が展開された時のことを想定し、毎月富津市教育センターに予想される課題を報告する。
- (3) 報告内容は、「大会参加についての課題」、「休日練習の課題について」、「その他について」等。別紙様式 1 参照
- (4) 報告された内容は、年に 3 回実施される「富津市部活動地域展開協議会」で共有し、予想される課題について協議する。
- (5) 本研究指定事業は、富津中柔道部、天羽中剣道部を近年廃止し、柔友会、天羽剣志会としてのみ活動することではなく、将来「富津市認定型地域クラブ」が開始される時のために課題を把握するためのものである。

5 スケジュール

令和8年1月	○富津市教育委員会、富津中学校、柔友会により、研究指定事業が実施可能か協議 ○千葉県小中体連君津支部と、大会運営費（君津支部からのもの）の在り方について検討
令和8年2月	○富津市部活動地域展開協議会での議題にし、課題を検討
令和8年3月	○富津市教育委員会、天羽中学校、天羽剣志会により、研究指定事業が実施可能か協議
令和8年4月 から 令和9年3月	○対象部活動部員及び、保護者に対して「富津市認定地域クラブ」研究指定事業についての説明を行う。 ○部員、保護者に向けて認定地域クラブについてのアンケートを実施 ○富津市部活動地域展開協議会で議題にし、課題等を検討する。 ○富津市認定地域クラブ活動認定要綱を作成する

6 「富津市認定地域クラブ活動」として活動した場合、予想される「よさ」、「課題」

認定地域クラブにすることの「よさ」	
○	顧問の異動に関わらず、生徒は継続・安定して該当種目の指導を受けられる
○	所属する部活動の人数が減り、部活動が規定により廃部になる人数になっても、地域クラブとして継続して行える
○	市内、近隣市の該当種目の人口が増える（継続できる環境が長くつづくため）
○	顧問の先生、地域クラブの指導者等、様々な人にふれ、生徒の成長につながる。
○	柔道については、今までは中学校部活動、柔友会の2つあったため、県大会に出場した場合の大会役員が大変だったが、1つの団体になるため大会役員が少なくてよくなる
認定地域クラブにすることで起こる「課題」	
●	顧問の先生、部活動指導員の報酬がなくなる（現在は多くの地域クラブは指導者報酬を受け取っていないため）
●	生徒の保険は、学校で加入しているものの他に入る必要がある
●	県大会、関東大会等の上位大会に出場した際、学校や市からの補助が受けられない
●	平日（部活動）と休日（認定地域クラブ）の指導者が異なる場合、指導方針についての情報共有を行う必要がある
●	支部大会の運営費は、小中体連から割り当てがあったが、柔道については支部内に中学校柔道部が0になるため、どのような扱いにするか検討が必要
●	地域クラブとなることにより、「富津市認定地域クラブ」の要綱の管理運営は、生涯学習課にする等、様々な機関が連携する必要がある

	富津中柔道部	天羽中剣道部
基本情報	部員15名(1年9名、2年3名、3年2名) 顧問1名、部活動指導員1名	部員3名(1年1名、2年0名、3年2名) 顧問2名(第2顧問は他活動と兼部)
大会について	【成果】 ○地域の大会で小学校の部もあった。指導者が役員として小中学生分を兼務(小学生は地域クラブとして参加、中学生は部活動として参加した。大会参加指導者は3人) ※顧問、部活動指導員、柔友会指導者1人 【課題】 ●4月に行われた市原市民大会は、中学生は地域クラブとしては出場不可(市原市内のみ地域クラブ可能)	【成果】 ○4月は大会参加はなし。 5月FTS剣道大会、宇井杯争奪剣道大会への参加申込を顧問が行った。大会参加の際には各団体から審判員を1名以上出さなければいけないが、天羽剣道会の指導者が審判員を引き受けてくださっている。 ○中学校顧問が剣道の専門ではないため助かっている。 【課題】 ●大会参加の場合、顧問会議への参加、書類申請、当日の大会役員等を認定地域クラブ指導者が行うことが必要。 ●大会事務局へ連絡し、大会要項が地域クラブへ直接届くようにする。
休日練習について	【成果】 ○4月は地域の合同練習(木袖と君津の合同)に、部活動として参加 ○平日の夜練習は、クラブとして他校の中学生の参加あり ○柔友会は主に夜の時間帯。月(中学生)、水(小中学生)、金(中学生)、土(小中学生) 【課題】 ●柔友会の活動場所は、富津中柔道場。現状他の団体は利用がないが、体育館で活動する他種目の認定地域クラブのことを考えると優先利用をどこまでの範囲(回数)にするかは要検討 ●夏季は、スポットクーラー等の暑さ対策が必要。	【成果】 ○天羽剣道会の指導者が練習に参加してくださるときには、専門的な指導や助言をもとに練習に取り組んでいる。 【課題】

その他	【成果】 ○部活動指導員が柔友会の指導者も兼務していて、どちらも練習を見てくれるのはありがたい。 【課題】 ●小中体連主催の総体（夏季）と新人大会（秋季）は、認定地域クラブをスタートさせた自治体からは、今後、民間クラブからの参加ができなくなる。（2年間はお猶予期間あり）。 ※本市の場合、令和9年度から認定地域クラブがスタートすると仮定すると、令和11年度から小中体連主催大会の参加ができなくなる。	【成果】 ○中学校では平日火曜から金曜を午後の練習日としているが、天羽剣志会の夜練習がある火曜と金曜は、生徒の体力・健康面を考慮し、剣道部の午後の練習はなしとしているので、教員の負担軽減にもなっている。 【課題】
-----	---	--

富津市認定地域クラブ「研究指定事業」 年間計画（目安）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
報告書提出 （毎月）												
富津中、天羽中												
富津市部活動 地域展開協議会			第1回					第2回 （予定）			第3回 （予定）	
研究指定事業 内容			○課題 検討① ○認定要綱 案検討				○課題 検討② ○認定要綱案検討			認定要綱 完成予定 （1月～2月） 告示→1月 ～2月の定 例教育委員 会で報告	認定地域クラブ 募集（R9開始 分は、研究指 定部活動を募 集対象とす る。その他の 地域クラブは 希望がある場 合、検討）	
その他				部活動地域展開 の進捗状況のチ ラシを市内小中 学校、スポーツ 少年団、スポー ツ協会等に配付				市内3中学校の入学説明会に、 教育委員会担当が訪問し、認定 地域クラブについて説明			研究指定以外 の地域クラブ は、申請の前 に教育委員会 に事前相談が 必要。	

申請～認定までのスケジュール詳細は、別紙を参照

令和9年4月活動スタート 申請～認定スケジュール（目安） ※対象 研究指定の部活動（クラブ）

		2 月				3 月				4 月	
	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	1 週目	2 週目	3 週目	4 週目	1 週目	2 週目	
地域クラブ		申請書類の提出 (様式1号、2号、指導者登録申請書、誓約書)				認定地域クラブとして活動開始					
教育委員会	認定地域クラブの認定要綱告示		書類審査 ○ヒアリング(教委、学校、クラブでの調整会議等) ○現地確認 (約3週間)			クラブ代表者に説明会開催 認定地域クラブ認定通知書(様式第3号) 認定地域クラブを認定した旨を連絡(メール等)					
市内中学校										中学校は生徒、保護者へ大会参加意向書等を配付(小中体連のもの)	

※上記のスケジュールは、研究指定の部活動を対象としたスケジュールです。

※研究指定以外の地域クラブから認定の希望がある場合のスケジュールは、今後検討します。

富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（ひな型）

（趣旨）

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、富津市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 富津市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 - 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - 六 適切な運営体制が確保されていること
 - 七 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、富津市が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

- 第3条 富津市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、富津市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、富津市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を富津市教育委員会に提出することにより行うものとする。
- 2 富津市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 富津市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 富津市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「富津市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 富津市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、富津市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 富津市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、富津市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 富津市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 富津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに富津市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により富津市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 富津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、3か月前までに富津市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により富津市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 富津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、3か月前までに富津市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により富津市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 富津市教育委員会は、富津市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 第2条にある内容について指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 富津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 富津市教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、富津市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、富津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（富津市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 富津市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、富津市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（富津市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 富津市教育委員会は、富津市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援（学校施設等の優先利用等）
学校施設等の優先利用等については、別に定める。
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- 四 ■■■■■■■■■■■■■■■■

附 則

（施行期日）

- 1 本要綱は、令和○年○月○日から施行する。
- 2 本要綱は、令和○年○月○日から準備期間とし、公告日から書類の申請を可能とする。

第12条 二学校施設の優先利用の範囲（週ごとの回数、場所について 検討案）

原則、土日に1回を確保する。（すでに土日に学校や他の施設で1回以上活動している場合は除く）

○【柔道、剣道場】

現状、部活動、柔友会、剣志会として利用していることが主なので、可能

●【体育館（バレー、バスケ、バドミントン）】

富津中の体育館は、バレー部（男女）、バスケ部（男女）、バドミントン部（男女）

大佐和中の体育館は、バレー部（女）、バスケ部（男女）、バドミントン部（男女）

卓球部（男女）

天羽中の体育館は、バレー部（女）、バドミントン部（女）

が使用している。天羽中体育館は、土日の日中で空いている時間帯があるため、使用時間の調整を検討。

○【卓球室】

地区の公民館等、卓球台がおけるスペースを探す。

天羽中の卓球室は校舎から独立しているため、部活動以外の時間帯に使用。

○【グラウンド（サッカー、野球）】

中学校のサッカー部が使用していない時間帯に活動する。

（例）土は部活動、日は地域クラブ等

○【テニスコート】

学校の部活動と併存する場合は難しいが、大佐和中のテニスコート4面のうち、2面を地域クラブが使用することを検討

○【グラウンド（陸上）】

NIPPONSTEEL 陸上競技場の使用料を減免にすることを検討（占有ではなく一般開放として）

様式第1号（第3条第1項関係）

年 月 日

富津市教育委員会
教育長 殿

団体名
代表者氏名

富津市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

富津市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 富津市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 富津市教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 or 年 保険料： 円／年 その他： 円／年
12	添付書類	① 富津市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

様式第2号（第3条第1項関係）

富津市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

☐ 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

☐ 市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}

☐ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

☐ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- ☐ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

- ☐ 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること

- ☐ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市の職員や運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

※² 市が定める研修と、千葉県が行っている「ちばクラサポ」のオンライン研修とし、指導者は受講終了の証明書を地域クラブに提出し、クラブは証明書を確認すること。また、市教育委員会から紹介される指導者研修について、積極的に受講すること。

※³ 市に登録された指導人材とは、認定地域クラブ活動指導者登録申請書・誓約書の提出をもって、認定地域クラブ指導者名簿に登録されることとする。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ☐ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ☐ 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ☐ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ☐ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- ☐ 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²

- ・ 団体の目的
- ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
- ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
- ・ 予算・決算の審議・承認に関すること

- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

- ☐ 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴

- ☐ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※¹ 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※² 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 市（区町村）が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市（区町村）が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- ☐ 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市（区町村）や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

富津市教育委員会
教育長 殿

団体名
代表者氏名

様式第3号（第5条第1項関係）

年 月 日

殿

富津市教育委員会
教育長

富津市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった富津市認定地域クラブ活動の認定申請について、
「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

（※必要に応じて記載）

以上

様式第4号（第5条第2項関係）

年 月 日

殿

富津市教育委員会
教育長

富津市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、富津市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 不認定の理由

以上

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

富津市教育委員会
教育長 殿

団体名
代表者氏名

富津市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで富津市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 変更事項

3. 変更年月日 年 月 日

4. 変更内容 (新)
(旧)

5. 変更の理由

以上

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

富津市教育委員会
教育長 殿

団体名
代表者氏名

富津市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで富津市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 活動休止予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 休止の理由

以上

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

富津市教育委員会
教育長 殿

団体名
代表者氏名

富津市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで富津市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり富津市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定取消しの日 年 月 日 から

3. 認定取消しの申出の理由

以上

様式第8号 (第10条関係)

年 月 日

殿

富津市教育委員会
教育長

富津市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで富津市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「富津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定取消しの日 年 月 日 から

3. 認定取消しの理由

以上

(参考) 認定地域クラブ活動指導者の登録にあたって御活用ください。

認定地域クラブ活動指導者登録申請書 (例)

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏 名		年 齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住 所					
連 絡 先	TEL : 日中連絡のとれる番号を記載 E-mail :				
勤 務 先	勤務先名称 : 勤務先住所 :				
勤務先からの承認	☐ 了承済み ☐ これから確認する ☐ 事業主のため確認不用 ☐ その他 ()				
指導可能な競技等					
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	○○クラブ ●●年 (xx 年 xx 月～xx 年 xx 月)			
	指導団体・年数	××クラブ ●●年 (xx 年 xx 月～xx 年 xx 月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
指導可能地域	☐ 都道府県・市・区・町・内全域 ☐ ●●地区 ☐ ●●地域				
指導可能時間帯	☐ 土曜午前 ☐ 土曜午後 ☐ 日曜午前 ☐ 日曜午後 ☐ 祝日 ☐ 平日 (●・●・●曜日の●:●●～●:●●)				
応募動機					

誓約書（例）

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名